

## トップレベル審査委員会運営要領

1. 東京都は、委員会における審議の内容等を、委員会終了後、東京都環境局公式ホームページにおいて公表する。
2. 利害相反の回避のため、委員は利害関係のある事業所の審査は行わないものとする。